

令和8年度 防災教育・訓練等助成 審査基準

この審査基準に基づき、モデル隊・地区・地域が実施した防災教育及び訓練について採点し、選考委員会において審査し、助成金を決定する。

1 防災訓練事業

(単位自主防災隊の部：最高 115 点 地区単位の部：最高 125 点 モデル地域の部：最高 115 点)

(1) 訓練内容 (配点 22 点)

以下の訓練を実施した場合は、1 項目につき 1 点を加点する。

ただし、種目ごとの加点上限は 2 点とする。

種目	項目
①情報の収集伝達訓練	・ 地域、他機関からの情報収集 ・ 地域、他機関への情報伝達
②避難訓練	・ 避難誘導 ・ 避難所開設 ・ 避難所運営 ・ ロープ、車椅子、担架使用
③消火訓練	・ 消火器 ・ 可搬ポンプ ・ その他(内訳 1 項目につき 1 点を加点)
④救出訓練	・ 家屋からの救出訓練 ・ ブロック塀からの救出訓練 ・ その他(内訳 1 項目につき 1 点を加点)
⑤救護訓練	・ 心肺蘇生(AED 等) ・ 止血(三角巾等) ・ 傷病者等の搬送訓練 ・ その他(内訳 1 項目につき 1 点を加点)
⑥機材取扱の訓練	・ 発電機 ・ チェーンソー ・ 浄水器 ・ 仮設トイレ・その他(内訳 1 項目につき 1 点を加点)
⑦炊出し等訓練	・ アルファ化米 ・ ハイゼックスの使用 ・ 給水 ・ その他(内訳 1 項目につき 1 点を加点)
⑧点検訓練	・ 防災倉庫 ・ 水利施設 ・ 発電機 ・ その他(内訳 1 項目につき 1 点を加点)
⑨体験訓練	・ 起震車体験 ・ スモークハウス体験 ・ その他(内訳 1 項目につき 1 点を加点)
⑩要支援者避難訓練	・ 安否確認訓練 ・ 避難誘導訓練 ・ その他(内訳 1 項目につき 1 点を加点)
⑪その他の訓練	・ 上記以外で実施した訓練(内訳 1 項目につき 1 点を加点) ※その他の訓練で、当該訓練と関係ない事項については 加点対象としない。

(2) 推奨訓練等の実施・工夫による加点 (配点 50 点)

以下に示す訓練等を実施した場合には以下のとおり加点する。

- ア 避難所開設・運営訓練(開設訓練、運営訓練ごと 5 点、最高 10 点を加点)
- イ 避難行動要支援者への対応訓練(1 項目 5 点、最高 10 点を加点)
- ウ 夜間訓練(訓練を日没後に実施した場合、5 点を加点)
- エ 感染症対策を踏まえた訓練を実施(5 点を加点)
- オ 地域特性を踏まえた訓練 ※津波浸水区域や土砂災害危険区域等を考慮した訓練(5 点を加点)
- カ 女性の防災訓練参加向上への取り組み(5 点を加点)
- キ 訓練等での工夫(1 項目 5 点、最高 10 点を加点)

※ア～キについては、実施したことがわかる訓練計画書や写真等を添付すること。

添付書類がない場合は、加点されない。

(3) 地区内参加隊数 (配点 10 点)

地区単位の部及びモデル地域の部において、参加隊数に応じて下表のとおり加点する。

参加隊数	配 点
地区内の 1/2 未満の隊が参加	2 点
地区内の 1/2 以上の隊が参加	5 点
地区内全ての隊が参加	10 点

(4) 訓練参加者 (配点 12 点)

訓練に以下の分類の住民が参加した場合、以下の通り加点する。

- ・一般住民(2 点)
- ・小学生・中学生・高校生(各 2 点)
- ・外国人(2 点)
- ・その他(1 点)

※消防団員、NPO・ボランティアの方など、個人として参加。

(5) 連携団体(他機関) (配点 10 点)

訓練に参加した団体 1 つにつき、2 点を加点する。

(6) 添付書類 (配点 11 点)※他項目で加点対象の添付書類は除く

訓練に関する書類を添付した場合以下の通り加点する。

- ・訓練計画書(5 点)
- ・写真(1 枚につき 1 点を加点する。最高 5 点)
- ・その他(1 種類につき 1 点)

(7) 年間訓練回数 (配点 10 点) ※単位自主防災隊の部・地区単位の部のみ

年間訓練回数が 1 回につき 1 点を加点する。

2 防災教育事業 (単位自主防災隊の部：最高 80 点 地区単位の部：最高 72 点)

(1) 防災研修会、講演会等の開催 (配点 10 点)

開催回数 1 回につき 2 点を加点する。

※地区内の住民や防災隊員を対象に実施する研修会、講演会、災害図上訓練((DIG 訓練や HUG 訓練等)などを、単位自主防災隊・地区自主防災隊連合会が主催した場合を対象とする。

(2) 研修会等を開催したことが分かる添付書類 (配点 11 点)

研修会等を開催したことが分かる書類を添付した場合、以下の通り加点する。

- ・企画書等(5 点)
- ・写真(1 枚につき 1 点 最高 5 点)
- ・その他 開催案内チラシなど(1 種類につき 1 点)

(3) 世帯台帳や規約などの台帳等の整備状況 (配点 8 点) ※単位自主防災隊の部のみ

下記の台帳等を整備している場合、1 つにつき 1 点加点する。

- ・隊の規約、年間計画、自主防災組織台帳、世帯台帳、資機材台帳、避難生活計画、人材台帳、地域の防災地図、消火器配置図、水利(水源)地図、その他

(4) 住民への防災意識の向上に関する啓発活動 (配点 4 点)

- ・防災地図や、「わたしの避難計画」など、啓発文書を配布した場合、2 点加算する。
- ・啓発活動の具体的方法を記入した場合、2 点加算する。

(5) 家具の固定の推進(指導や啓発活動) (配点 4 点)

- ・住民への指導(家具固定などの講習会の開催)や啓発(チラシ等の作成・配布)などを実施した場合、2 点加算する。
- ・指導や啓発の具体的方法を記入した場合、2 点加算する。

(6) 住宅の耐震化の推進 (配点 4 点)

- ・住民への指導や啓発を実施した場合、2 点加算する。
- ・上記の具体的方法を記入した場合、2 点加算する。

(7) 要支援者への支援に関する活動 (配点 4 点)

- ・要支援者台帳や地図の作成・更新をした場合、2 点加算する。
- ・要支援者宅への定期的な訪問などの取り組みをした場合、2 点加算する。

(8) 添付書類 (配点 25 点)

(3)～(7)に関する書類を添付した場合、以下の通り加点する。

- ・台帳や啓発チラシ(1 点につき 2 点を加点、最高 10 点)
- ・家具の固定について指導や啓発したことが分かる資料の添付(5 点)
- ・要支援者台帳や地図の作成及び要支援者宅への定期的な訪問などの取り組みについて実施したことが分かる資料の添付(1 点につき 5 点、最高 10 点)

(9) その他防災教育、啓発事業 (配点 10 点)

- ・その他の実施事例や、工夫した点(1 項目につき 5 点、最高 10 点)